



事 務 連 絡
令和 4 年 7 月 27 日

建設業労働災害防止協会神奈川支部長 殿

神奈川労働局労働基準部健康課長

エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 7 月 15 日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)が改正され、「換気については、令和 4 年 7 月 14 日のコロナ分科会提言を踏まえ、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行うことを促す。特に高齢者施設、学校、保育所等においては、同提言で示された施設の特性に応じた留意点を踏まえ効果的な換気を実施することを促す。」とされたところです。

都道府県労働局及び労働基準監督署においては、改正後の基本的対処方針の内容について相談コーナーや個別事業場における感染防止対策の取組状況の確認及び指導の際に、「効果的な換気のポイント(注:令和 4 年 7 月 14 日の分科会資料のうち該当部分の抜粋)」(別添 1)、『熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』(別添 2)等を活用して、事業者等に対してエアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等について周知を行うこととしておりますが、貴機関におかれましても、会員事業場や各種イベントの参加者等に対し、リーフレット(別添 1・2)を配布する等により周知していただきますようお願い申し上げます。

参考資料: 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和 4 年 7 月 15 日変更)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220715.pdf